

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

規 則

- 北海道恩給条例施行規則の一部を改正する規則.....(職員厚生課) 25
- 特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....(税務課) 25
- 租税特別措置法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則.....(建設部総務課) 26

告 示

- 有害興行の指定.....(生活文化・青少年室) 26
- 救急病院及び救急診療所の申出の撤回.....(医療政策課) 26
- 救急病院及び救急診療所の認定の一部改正.....(医療政策課) 27
- 道営土地改良事業変更計画の決定.....(農業施設管理課) 27
- 道営土地改良事業の工事の完了.....(農業施設管理課) 27
- 土地改良事業の工事の完了の届出.....(農業施設管理課) 28
- 知事権限に係る保安林の指定の解除.....(治山課) 28
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....(治山課) 28
- 森林法による通知に代える公示.....(治山課) 29

公 告

- 北海道市町村職員共済組合及び北海道都市職員共済組合の平成16年度決算の要旨
.....(市町村課) 29

道監査委員公表

- 監査公表第4号..... 34

道警察本部告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示..... 34

規 則

北海道恩給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第77号

北海道恩給条例施行規則の一部を改正する規則

北海道恩給条例施行規則(大正13年北海道庁令第56号)の一部を次のように改正する。

第18条及び第19条を次のように改める。

第18条及第19条 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第78号

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則(昭和60年北海道規則第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、第33条」を削る。

第11条第1項中「2,500万円」を「2,700万円」に改める。

第15条第1項中「第12条第1項の表の第1号」及び「第45条第1項の表の第1号」の次に「若しくは第2号」を加える。

第17条の見出しを「(条例第34条の規則で定める産業業務施設及び家屋の部分)」に改め、同条第1項から第3項までを削り、同条第4項中「及び第35条」を削り、同項第2号中「家屋の床面積」の次に「(機械室、廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積を除く。以下この号において同じ。)」を加え、同項を同条第1項とし、同条中第5項を第2項とし、第6項及び第7項を削る。

別記第3号様式その3末尾欄外注3の事項を次のように改める。

3 対象地区が拠点地区の場合は、1に掲げる書類のほか、主務大臣の認定を受けた移転計画に従って移転したことを明らかにする書類を添付してください。

別記第3号様式その4末尾欄外注1(3)及び(6)の事項中「拠点地区又は」を削り、同注中3の事項を削り、4の事項を3の事項とし、同注5の事項中「拠点地区又は」を削り、同事項を同注4の事項とし、同注中6の事項を5の事項とする。

別記第4号様式その3末尾欄外摘要1の事項中「拠点地区又は」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第15条の

- 規定は、平成17年 4月 1日から適用する。
- 2 改正後の規則第11条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。
- 3 平成17年 4月 1日から施行日から起算して 2月を経過する日の前日までの間において、改正後の規則第15条第 1項に規定する半島振興対策実施区域特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「特工規則」という。）第 4条の規定による申請の期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して 2月を経過する日とする。
- 4 平成17年 4月 1日以後に改正後の規則第15条第 1項に規定する半島振興対策実施区域特別償却設備を新設し、又は増設した者について、特工規則第 6条の規定による申請の期限が施行日から起算して 2月を経過する日の前日までに到来する場合にあっては、当該申請の期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して 2月を経過する日とする。
- 5 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特工規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

租税特別措置法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。
平成17年 7月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第79号

租税特別措置法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

（北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正）

第 1 条 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表 1 の項の(1)中「第31条の 2 第 2 項第13号八、第62条の 3 第 4 項第13号八」を「第31条の 2 第 2 項第14号八、第62条の 3 第 4 項第14号八」に改め、同表 2 の項中「第31条の 2 第 2 項第14号二、第62条の 3 第 4 項第14号二」を「第31条の 2 第 2 項第15号二、第62条の 3 第 4 項第15号二」に改める。

（租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則の一部改正）

第 2 条 租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則（昭和62年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 1 条、第 2 条第 1 項、第 7 条、別記第 1 号様式及び別記第 3 号様式中「第31条の 2 第 2 項第13号八」を「第31条の 2 第 2 項第14号八」に、「第62条の 3 第 4 項第13号八」を

「第62条の 3 第 4 項第14号八」に改める。

（租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定事務に関する規則の一部改正）

第 3 条 租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定事務に関する規則（昭和58年北海道規則第23号）の一部を次のように改正する。

第 1 条、第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条第 1 項及び第 2 項、別記第 1 号様式、別記第 2 号様式並びに別記第 5 号様式中「第31条の 2 第 2 項第14号二」を「第31条の 2 第 2 項第15号二」に、「第62条の 3 第 4 項第14号二」を「第62条の 3 第 4 項第15号二」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告 示

北海道告示第535号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第 4 条第 1 項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成17年 7月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

興行の種別	興 行 の 題 名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指 定 の 理 由
映 画	人妻裏盗撮 背徳の情交	オーピー映画	全 部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	エプロン寮母 からみつく痴態	新日本映像		
同	刺青淫婦 つるむ	同		
同	ノーパン秘書 中出し接待	オーピー映画		
同	ミスピーチ 巨乳は桃の甘み	同		

北海道告示第536号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定による次の救急病院及び救急診療所から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

なお、届出のあった救急病院及び救急診療所の所在地及び申出撤回日は、省略し、北海道保健福祉部医療政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成17年 7月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

町立穂別病院（穂別町）
医療法人幸陽会中垣脳神経外科病院（滝川市）
こが病院（網走市）

北海道告示第537号
昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。
平成17年7月12日
北海道知事 高 橋 はるみ
札幌市の項医療法人野中整形外科病院の事項中「医療法人野中整形外科病院」を「医療法人野中整形外科内科病院」に改め、同項医療法人三和会札幌南整形外科病院の事項中「平成17. 6.30」を「平成20. 6.30」に改め、同項医療法人社団明日佳桜台病院の事項中「医療法人社団明日佳桜台病院」を「医療法人社団明日佳桜台江仁会病院」に改め、同項札幌社会保険総合病院の事項中「平成17. 6.30」を「平成20. 6.30」に改める。
函館市の項医療法人函館渡辺病院の事項中「平成17. 6.30」を「平成20. 6.30」に改め、同項社会福祉法人函館共愛会共愛会病院の事項中「社会福祉法人函館共愛会共愛会病院」を「共愛会病院」に改める。
旭川市の項豊岡中央病院の事項中「平成17. 6.30」を「平成20. 6.30」に改める。
釧路市の項医療法人孝仁会星が浦病院の事項中「平成17. 6.30」を「平成20. 6.30」に改める。
帯広市の項社会福祉法人北海道社会事業協会帯広病院の事項中「平成17. 6.30」を「平成20. 6.30」に改める。
網走市の項中「こが病院 網走市南5条西2丁目3番地 平成17. 6.30」を「医療法人社団朗愛会こが病院 網走市南5条西2丁目3番地 平成20. 6.30」に改める。
苫小牧市の項医療法人社団医修会とまこまい脳神経外科の事項中「平成17. 6.30」を「平成20. 6.30」に改める。
滝川市の項中「医療法人幸陽会中垣脳神経外科病院 滝川市西町1丁目2番5号 平成18. 9.30」を「滝川脳神経外科病院 滝川市西町1丁目2番5号 平成20. 6.30」に改める。
石狩市の項石狩幸慥会病院の事項中「平成17. 6.30」を「平成20. 6.30」に改める。
砂原町の項を削る。
森町の項中「森町国民健康保険病院 茅部郡森町字上台町326番地 平成19.10.31」を「医療法人雄心会新都市砂原病院 茅部郡森町字砂原1丁目30番地59 平成18.12.31」に改める。
森町国民健康保険病院 茅部郡森町字上台町326番地 平成19.10.31」
穂別町の項を削る。

広尾町の項広尾町国民健康保険病院の事項中「平成17. 6.30」を「平成20. 6.30」に改める。

北海道告示第538号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成17年7月13日から20日間、一般の縦覧に供する。
なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。
また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。
平成17年7月12日
北海道知事 高 橋 はるみ
地区名 事業の種類 縦覧場所
南陽第2 農地保全整備（農地保全） 北海道上川支庁
清 賀 畑地帯総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、農道、区画整理、暗きょ、土層改良) 北海道日高支庁

北海道告示第539号
次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。
平成17年7月12日
北海道知事 高 橋 はるみ
地区名 事業の種類 完了年月日
大狩部 農免農道整備 平成16.12.27
士幌南 畑地帯総合整備 [担い手育成型] （農業用排水） 同 15. 6.30
同 同 （農道） 同 16. 9.10
同 同 （暗きょ、土層改良） 同 15.12.10
同 同 （農地保全） 同 元.11.30
斗 満 同 （農道） 同 16.10. 8
同 同 （農業用排水） 同 16. 8.20
同 同 （暗きょ） 同 15.10.30
西春別 畜産担い手育成総合整備 [担い手支援型] （農道） 同 16. 9.30
南知床 中山間地域総合整備（暗きょ） 同 16.11. 9

南知床 中山間地域総合整備（農道）

平成17. 3.10

北海道告示第540号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成17年7月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
てしおがわ土地改良区	仲 線	災害復旧（農業用施設）	平成16.11.20
同	桜 岡	同	同 17. 3.18
富良野土地改良区	富 原	同	同 17. 2.18
鹿 追 町	中 瓜 幕	基盤整備促進[基盤整備]（農道）	同 16.11.30
清 水 町	上清水更生	同	同 16.12.20
士 幌 町	北 開 東	同	同 16. 9.30
大 樹 町	中 島 西	同	同 16.12.10
広 尾 町	紋 別	同	同 16. 8. 2
豊 頃 町	北 誉	同	同 16.11.15
陸 別 町	南 斗 満	同	同 16. 9.30
上 士 幌 町	清 進	災害復旧（農業用施設）	同 16.10. 1
同	酪 進	同	同
同	八 千 代	同	同
池 田 町	昭 栄 5	同	同 16. 8. 3
同	昭 栄 6	同	同 16. 8.12
同	豊 田 1	同	同 16. 9.13
同	豊 田 2	同	同 16. 9.21
同	豊 田 3	同	同 16.10.22
同	豊 田 4	同	同 16.10.21
同	川 合	同（農地）	同 16.11.26
池田土地改良区	東 台 1	同（農業用施設）	同 16. 9.21
同	千 代 田	同	同 16. 8. 5
豊 頃 町	礼 文 内 1	同	同 16. 8.30
同	礼 文 内 2	同	同 16. 7.30
浦 幌 町	統 太	同（農地）	同 16. 5.31
同	朝 日 1	同	同

同	朝 日 2	同	同
同	朝 日 3	同	同
別 海 町	北 本 別	基盤整備促進[基盤整備]（農道）	同 16. 9.29
同	北 鳴	同	同 16. 9.10
標 津 町	川北北5線	同	同 16. 8.30
同	川北南5線	同	同 16. 7.30

北海道告示第541号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年7月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 上川郡鷹栖町9977の2（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 解 除 の 理 由 公園用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 上川郡鷹栖町9977の2（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
 - (3) 解 除 の 理 由 公園用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道上川支庁経済部林務課及び鷹栖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第542号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成17年7月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 芦別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 河東郡鹿追町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅
- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 河東郡鹿追町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

4(1) 解除予定保安林の所在場所

瀬棚郡北檜山町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

5(1) 解除予定保安林の所在場所

三笠市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解除の理由

道路用地とするため

6(1) 解除予定保安林の所在場所

島牧郡島牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

7(1) 解除予定保安林の所在場所

夕張郡長沼町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 解除の理由

用排水路用地とするため

8(1) 解除予定保安林の所在場所

夕張郡長沼町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

9(1) 解除予定保安林の所在場所

小樽市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第543号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を大成町役場の掲示場に掲示する。その要旨は、平成17年北

海道告示第518号のとおりである。

平成17年 7月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

久遠郡大成町字長磯119の2 所在の森林について所有権を有する 田 岸 ミ サ

久遠郡大成町字長磯218の2 所在の森林について所有権を有する 高 谷 繁 作

久遠郡大成町字長磯226所在の森林について所有権を有する 佐 藤 倉 吉

久遠郡大成町字長磯284の4 ほか2 筆所在の森林について所有権を有する 横 山 ナ カ

公 告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3 項及び同法施行規程第67条の2の規定により、北海道市町村職員共済組合及び北海道都市職員共済組合から、平成16年度の決算について登載依頼があった。

平成17年 7月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道市町村職員共済組合 公告

北海道市町村職員共済組法定款第5 条の規定に基づき、平成16年度決算の要旨を公告する。

平成17年 6月30日

北海道市町村職員共済組合理事長 小 川 公 人

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合 計
19	151	23	116	309

2 組合員数及び給料月額 は、次のとおりである。

組 合 員 の 種 別	一般組合員(一般職)	一般組合員(特別職)	市町村長組合員	特定消防組合員	継続長期組合員	任意継続組合員	合 計
組 合 員 数(人)	35,286	1,353	193	4,656	5	1,229	42,722
給 料 月 額(百万円)：長期	11,762	516	119	1,473	2	0	13,872
〃：短期	11,872	522	147	1,473	0	368	14,382
一人当たり給料月額(円)：長期	333,314	381,594	618,939	316,307	421,640	0	334,319

〃	: 短期	336,451	385,718	763,620	316,307	0	299,724	336,689
---	------	---------	---------	---------	---------	---	---------	---------

3 組合職員数は、次のとおりである。

（単位：人）

経 理 単 位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	計
人 員	34	7	35	6	4	8	94

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨

（単位：千円）

区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	基礎年金支払
（ 収 入 ）									
負 担 金	10,626,570	33,005,881	353,959	505,971					
掛 金	10,450,983	18,347,502		505,971					
施 設 収 入 ・ 商 品 売 上					2,007,333			712,307	
基 礎 年 金 交 付 金		4,903,155							
利 息 及 び 配 当 金	98	8,150,520	9,805	125	174	1,090,657	2	0	
そ の 他 収 入	1,359,684	199,206	6,950	98,905	84,194		999,822	115,111	1,796,852
他 経 理 か ら 繰 入 金			164,107		448,759				
前 年 度 支 払 準 備 金	2,005,000								
前年度繰越長期給付積立金		385,186,690							
前 期 損 益 修 正 益		4,988							
計	24,442,335	449,797,942	534,821	1,110,972	2,540,460	1,090,657	999,824	827,418	1,796,852
（ 支 出 ）									
給 付 金	11,946,867	42,350,991							1,796,852
役 職 員 給 与			271,318	53,866	370,021	50,626	34,781	64,958	
旅 費 ・ 事 務 費			37,302	6,160	6,015	16,182	6,140	7,689	
商 品 仕 入					66,884			712,307	
飲 食 材 料 費					267,195				

委 託 費			49,425	11,270	123,727	15,017	1,626	2,821	
支 払 利 息					11,710	357,703	812,891	6,158	
連 合 会 払 込 金	372,839	2,343,191					45,909		
老 人 保 健 拠 出 金	5,020,783								
退 職 者 給 付 拠 出 金	2,752,860								
基礎年金拠出金・負担金		14,121,172							
他 経 理 へ 繰 入 金	63,101	101,006		448,759					
そ の 他 支 出	2,948,689		129,092	556,351	1,574,546	13,593	55,688	32,386	
次 年 度 支 払 準 備 金	1,957,240								
次年度繰越長期給付積立金		390,881,570							
前 期 損 益 修 正 損		12		1,505	680		3	1	
固 定 資 産 除 却 損			55		2,441				
計	25,062,379	449,797,942	487,192	1,077,911	2,423,219	453,121	957,038	826,320	1,796,852
差引当期利益(損失)金	△ 505,702 △ 114,342	5,694,880	47,629	33,061	117,241	637,536	42,786	1,098	0

短期の差引当期利益(損失)金欄は上欄は短期分、下欄は介護に係る差引当期利益(損失)金です。

(2) 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	基礎年金支払
(資 産)									
流 動 資 産	2,685,586	32,410,354	707,046	957,621	3,154,852	7,728,540	168,862	1,312,685	
固 定 資 産		358,471,216	2,233	631	5,100,270	53,097,369	40,640,607		
計	2,685,586	390,881,570	709,279	958,252	8,255,122	60,825,909	40,809,469	1,312,685	0
(負 債)									
流 動 負 債	880,473	390,881,570	5,739	45,250	220,267	58,810,203	15,562	90,301	
固 定 負 債	1,957,239		464,395	86,799	3,625,307	17,951	40,120,142	680,068	
剰 余 金 又 は 欠 損 金	△ 152,126		239,145	826,203	4,409,548	1,997,755	673,765	542,316	

計	2,685,586	390,881,570	709,279	958,252	8,255,122	60,825,909	40,809,469	1,312,685	0
---	-----------	-------------	---------	---------	-----------	------------	------------	-----------	---

北海道都市職員共済組合公告
北海道都市職員共済組合法第44条の規定に基づき、平成16年度決算の要旨を公告する。
平成17年6月29日
北海道都市職員共済組合理事長 新 宮 正 志

1 組合に属する地方公務員等

市	一部事務組合等	合 計
14	11	25

2 組合員数及び給料月額、次のとおりである。

組 合 員 の 種 別		一 般 組 合 員	市 長 組 合 員	特 定 消 防 組 合 員	長期・継続長期組合員	任 意 継 続 組 合 員	合 計
組 合 員 数（人）		19,854	14	2,335	8	592	22,803
給 料 月 額（百万円）	長 期	6,834	9	789	3		7,635
	短 期	6,882	12	789		201	7,884
1人当たり給料月額（円）	長 期	344,220	619,814	337,753	381,263		343,727
	短 期	346,647	856,279	337,753		339,632	345,867

3 組合職員の数、次のとおりである。

（単位：人）

経 理 単 位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	計
人 員	24	9	35	5	6	79

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨

（単位：千円）

区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	財 形	基礎年金支払
（ 収 入 ）									
負 担 金	5,537,860	19,721,426	177,430	445,644					
掛 金	5,683,054	9,961,993		445,393					
施設収入・商品売上					864,654				
基 礎 年 金 交 付 金		2,581,083							
利 息 及 び 配 当 金	9	3,989,127	28,944	16,620	83,906	801,952	88,686	3	

そ の 他 収 入	404,223	71,629	1,191	5,725	36,673		610,248		1,140,094
他 経 理 か ら 繰 入 金			85,245		256,000				
前 年 度 支 払 準 備 金	1,050,638								
前年度繰越長期給付積立金		215,077,688							
計	12,675,784	251,402,946	292,810	913,382	1,241,233	801,952	698,934	3	1,140,094
(支 出)									
給 付 金	6,398,573	31,365,550							1,138,491
役 職 員 給 与			200,879	89,541	259,512	51,447	47,678		
旅 費 ・ 事 務 費			21,724	3,645	4,129	5,024	1,838		
商 品 仕 入					24,359				
飲 食 材 料 費					132,475				
委 託 費			10	8,668	227,777	37,478			
支 払 利 息					29,264	349,603	542,531		
連 合 会 払 込 金	201,675						27,776		
老 人 保 健 拠 出 金	2,531,073								
退 職 者 給 付 拠 出 金	1,250,488								
介 護 納 付 金	869,627								
基礎年金拠出金負担金		7,468,713							
他 経 理 へ 繰 入 金	32,771	52,474		256,000					
そ の 他 の 支 出	544,397	289	71,174	577,593	520,217	47,114	53,559		1,603
次 年 度 支 払 準 備 金	1,056,609								
次年度繰越長期給付積立金		212,515,920							
計	12,885,213	251,402,946	293,787	935,447	1,197,733	490,666	673,382	0	1,140,094
差 引 当 期 利 益 金	△ 209,429	0	△ 977	△ 22,065	43,500	311,286	25,552	3	0

(2) 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	財 形	基礎年金支払
(資 産)									
流 動 資 産	1,474,949	21,557,712	465,507	301,393	1,938,502	2,591,105	195,729	9,795	0
固 定 資 産		190,958,793	429,847		2,946,728	29,735,306	24,544,039		
繰 延 資 産									
欠 損 金	171,916								
計	1,646,865	212,516,505	895,354	301,393	4,885,230	32,326,411	24,739,768	9,795	0
(負 債)									
流 動 負 債	477,257	585	1,823	31,909	79,102	30,928,268	1,365		0
固 定 負 債	1,056,609		181,387	115,084	1,613,735	51,794	24,643,486		
剰 余 金	112,999	212,515,920	712,144	154,400	3,192,393	1,346,349	94,917	9,795	
計	1,646,865	212,516,505	895,354	301,393	4,885,230	32,326,411	24,739,768	9,795	0

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成15年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、知事等から通知があったので、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、監査委員事務局総務課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成17年 7月12日

北海道監査委員 高 橋 由紀雄
北海道監査委員 加 藤 唯 勝
北海道監査委員 徳 永 光 孝
北海道監査委員 宮 間 利 一

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第105号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成17年 7月12日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

- 落札に係る物品等の名称及び数量
警察官（男性）用夏服上衣（長袖） 4,040着
警察官（男性）用夏服上衣（半袖） 1,856着
- 落札を決定した日
平成17年 6月3日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社西武百貨店
(2) 住 所 東京都豊島区南池袋1丁目28番1号
- 落札金額
42,890,904円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成17年4月22日付け北海道警察本部告示第55号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

